平成２７年（フ）第１４５０号
札幌市手稲区手稲本町２条４丁目４番８－202号
債務者　川堀　兼弥
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４５１号
札幌市北区北36条西３丁目１番21号　パルテール36―202号
債務者　川堀　憂太
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４５９号
札幌市東区北13条東13丁目２番15号　ウエリントンパレスＮｏ．６―202号
債務者　石井恵美子
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４８１号
札幌市西区八軒５条西４丁目１番20―403号
債務者　石川由美子
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４９２号
札幌市豊平区月寒西２条４丁目１番５―201号
債務者　吉田　知明
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５０８号
札幌市白石区本通４丁目南８番７号　プライマリハウス201号
債務者　丸山　輝和
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０７号
群馬県前橋市駒形町1199番地４
債務者　内田　孝生
1　決定年月日時　平成27年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２２１号
群馬県伊勢崎市連取町1345番地２
債務者　**朶**原　郁子
1　決定年月日時　平成27年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２３１号
群馬県前橋市広瀬町２丁目26番地　２―101号
債務者　カセレスホルヘこと　カセレスカストロホルヘルイス（ＣＡＣＥＲＥＳ　ＣＡＳＴＲＯ　ＪＯＲＧＥ　ＬＵＩＳ）
1　決定年月日時　平成27年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２３７号
群馬県渋川市有馬480番地１　上毛有馬ハイツ　Ｂ―102
債務者　寺田　尚弘
1　決定年月日時　平成27年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２３８号
群馬県渋川市有馬480番地１　上毛有馬ハイツ　Ｂ―102
債務者　寺田亜希子
1　決定年月日時　平成27年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２４６号
群馬県伊勢崎市下植木町772番地49　ハイツ・ミレー下植木101
債務者　鈴木真奈美（旧姓斎藤）
1　決定年月日時　平成27年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２５６号
群馬県前橋市朝日町４丁目32番14―Ｇ―101号　コンフォートディアス朝日町
債務者　村上　裕昭
1　決定年月日時　平成27年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１６１号
群馬県高崎市矢中町987番地６　ファランドール矢中303号
債務者　鈴木　　勝
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１６４号
群馬県高崎市高関町514番地10
債務者　田嶋　孝広
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１６６号
群馬県高崎市浜尻町996番地３　シャーリーハイツ101号
債務者　天野　路子
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第７２４号
千葉県船橋市咲が丘４丁目11番６号
債務者　難波　志野
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係